昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成23年7月15日発行第415号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

7
2011

No.415

Index

1 とちぎ行政書士元気プランの実現について
2 第2回理事会開催・総務大臣表彰受賞
3 新役員一覧
5 会則一部改正について
6 栃木県行政書士会カレンダー（8月）
7 正副会長の動き・会議や研修会はクールビズで
8 日行連だより
9 業務連絡
14 おじゃましま～す！
15 支局かわら版（芳賀）
16 支局情報（宇都宮・那須）
18 木もれび
19 交差点（運協・女性会）
20 政連だより・アドちゃんの談話室
21 業務特集はじめての建設業
23 研修会のお知らせ
25 勉強会・同好会活動支援
26 会員の動き

マスコットキャラクター
アドちゃん
©長井研一郎

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

「とちぎ行政書士元気プラン」の実現について

会長　須永（すなが）　威（たけし）

私が会長就任あいさつで申し上げた通り、今回の東日本大震災の影響を乗り越えるには「**まず我々行政書士が元気にならなければ、クライアントを元気にすることはできません**」。栃木県の重点戦略である「新とちぎ元気プラン」にならって「とちぎ行政書士元気プラン」を新たに提案し、実現のため努力することを決意した次第であります。

今回の大震災により、政治も経済もいまだかつてない非常事態で２３年度事業計画も一部見直さなければならないことをまずご理解頂きたいと存じます。まずは私が提案した「行政書士元気プラン」に従い会員を元気にするには何をやるべきか、おのずと我々**行政書士業務の掘り起こしと新規成長産業を推進し会員の受注量の低下を防ぐこと**。新入会員の収入アップを図るためには平時であれば、これまで通りのプランで実行すればよいので楽でしたがいまは非常時ですから基本的には「**すぐ業務に結びつくこと＝収入に結びつくこと**」をやることがいま必要ではないでしょうか。「**行政書士げんき塾**」の開校もその一つであります。「**すべての会員が行政書士として元気になるプログラム**」で、また総会でプロの研修会をこの数年やっていないことが指摘されました。基礎研修、中級コース、上級コースを限られた予算の中でバランスよく考え推進していかなければなりません。「街の法律家」という言葉は新入会員の若い諸君のなかには「かっこいい」とあこがれて入会した方もいるかも知れませんが、日行連で一つでも行政書士の独占業務が獲得できたでしょうか？

私はむしろ行政書士は広い業務範囲から経営全般にわたる企業コンサルタントとして、今後目指すべきと考えます。今回、地元の商工会、商工会議所との接点をつくることから始めようと県下一斉「無料相談会」を開催し、東日本大震災復興支援として**＜県内企業の支援ネット＞「あなたの街の行政書士が総力でささえます」を県内商工会議所９ヶ所、商工会３７ヶ所で「無料相談会」開催を提案し１０支部の支部長に呼びかけました。**

先日、関地協の会長会議で日行連の専務理事より、**行政書士にとって商工会議所・商工会との連携は今後の重要なターゲットである**との見解が示されました。栃木会の取り組みを紹介したところ是非これから情報を提供して欲しいと言われました。また静岡会は既に全県下で無料相談会を実施していることがわかりました。最後になりますが、**委託業務の獲得に成功**できました。これは「**厚生労働省・経済産業省によるワンストップの中小企業支援策**」で経営・労務面からの相談・指導するもので、今後、**行政書士の組織団体として可能性を見てくれた結果**であり、今回の方向性を打ち出したことで方針から確信に変り大変満足しております。

今月の表紙

沼原湿原

撮影：関 實 氏

奥那須国民の森を代表する場所だそうだ。湿原は古い湖沼が衰えて出来たもので、ザゼンソウ・ニッコウキスゲ・オニシモツケ・ヤマトリカブトなど早春から秋へと四季折々の花が楽しめる。

周囲にはレンゲツツジ・白ヤシオツツジ・シャクナゲの群落もある。

新体制スタート！　～平成２３年度第２回理事会～

６月１０日（金）行政書士会館において、平成２３年度第２回理事会が開催された。５月１７日の会長選挙で須永威会長が当選され、新しい執行部になって初めての理事会である。

○議案第１号　相談役の委嘱について
　宮澤昭夫前副会長に委嘱した。

○議案第２号　部の編成について（次頁参照）

○議案第３号　平成２３年度事業実行計画の具体的推進について
　今回新たに「とちぎ行政書士元気プラン」が提案された（詳細についてはＰ１参照）。今後業務研修部と業務開発部が中心となり、同プランの実現を進めていくことになる。なお、Ｐ２４の「げんき塾」はこの一環である。
　また、サッカールールを採用した会費滞納者対策を実施することで会費収入を安定させ、会員間の不公平を是正していく。これは各支部と協力の上推進していく。

○議案第４号　栃木県行政書士会会則施行規則の改正について
　会則改正に伴い、支部長会を定義するための改正である。

○議案第５号　関東地方協議会連絡会特別委員会について
　平成２３年度関東地方協議会連絡会の担当会が栃木会となっており、その企画・運営を目的としたものである。

以上、すべての議案は全会一致で承認された。
（広報部　田代昌宏）

総務大臣表彰受賞おめでとうございます

行政書士としての永年の功績が称えられ、栃木会から宇都宮支部の２名が受賞しました。おめでとうございます。

◎横山（よこやま）　眞（まこと）
昭和５２年入会
副会長３期・理事５期

◎前澤（まえざわ）　眞一（しんいち）
昭和５５年入会
副会長１期・理事１０期

前澤眞一先生の祝賀会を開催いたします。ご都合のつく方は是非ご参加下さい!!
○日　　時　平成23年8月26日(金)18:30～　○場　　所　チサンホテル宇都宮(JR宇都宮駅前)
○会　　費　￥8,000
○申込方法　栃木県行政書士会事務局まで電話でお申し込み下さい。TEL 028-635-1411
○申込〆切　平成23年7月31日(日)
○発 起 人　栃木県行政書士会会長 須永威、副会長 青木勇夫、押野佑、手塚理恵、田渕徹、小林幸雄
　栃木県行政書士会　宇都宮支部長　岸清美

新役員一覧

平成 23･24 年度

■正副会長

会長	須永威
副会長	青木勇夫
〃	押野佑
〃	手塚理恵
〃	田渕徹
〃	小林幸雄

■総務部

担当副会長	青木勇夫
部長	毛塚勝行
副部長	齋藤裕
担当理事	岸清美
〃	一戸養子
専門部員	永島正志

■財務経理部

担当副会長	小林幸雄
部長	根岸愼治
副部長	松岡英彦
担当理事	大戸孝男

■広報部

担当副会長	押野佑
部長	田代昌宏
副部長	山ノ井一男
担当理事	倉持友弘
専門部員	竹島尚子
〃	岩本正代

■制度推進部

担当副会長	田渕徹
部長	前澤眞一
副部長	佐藤栄一
担当理事	秋葉憲司

■業務研修部

担当副会長	手塚理恵
部長	岡井正樹
副部長	長竹基行
担当理事	深見史
〃	青木裕一

■業務開発部

担当副会長	手塚理恵
部長	鈴木康夫
副部長	福澤一夫
担当理事	堀越功
〃	安野光宣

■ＩＣＴ特別委員会

担当副会長	小林幸雄
委員長	山本護
副委員長	稲葉昌俊
担当理事	浅野吉知

■ＡＤＲ特別委員会

担当副会長	田渕徹
委員長	土方美代
副委員長	久我臣仁

■成年後見特別委員会

担当副会長	押野佑
委員長	福田勝守
副委員長	髙山久
担当理事	佐藤勝好

■綱紀委員会

委員長	齋藤丈威
副委員長	青木絹子
委員	高橋江美
〃	木村昇
〃	尾花直
〃	永島正志
〃	岩田伸夫
〃	池葉洋
〃	田沼芳友
〃	小柳洋
〃	紺野圭也

■名誉会長・顧問・相談役

名誉会長	福田富一
〃	住吉和夫
相談役	宮澤昭夫

■監事

	牧野稔
	関比佐江
	栗林康二

■支局長

宇都宮	竹島尚子
足利	岩本正代
佐野	川田有美
栃木	白石博章
小山	渡邉康明
芳賀	柳知明
塩那	植木智美
那須	冨田倫子
日光	手塚志郎
鹿沼	野澤佐江子

■支部長

宇都宮	岸清美
足利	金井善久
佐野	石田稔
栃木	松本明
小山	松本伸一
芳賀	長岡辰夫
塩那	佐藤栄一
那須	田渕徹
日光	福田豊
鹿沼	神山忠雄

支部新役員

■宇都宮支部

支部長	岸　清美
副支部長	深見　史
	田代昌宏
	齋藤順子
理事	中三川浩志
	松野文武
	郷間康久
	小平裕一
	高橋江美
	安野光宣
	齋藤丈威
	中山和彦
	竹島尚子
	久我臣仁
	小嶋　均
監事	松岡英彦
	遠藤美代子
相談役	小林幸雄

■足利支部

支部長	金井善久
副支部長	牧野　稔
	福澤一夫
	服部一人
理事	堀越　功
	松長　健
	星野光男
	殿岡正敏
	柳川英一
	杵渕　徹
	渡邊淳子
	木村　昇
	倉持友弘
	岩本正代
	相山有美
監事	野沢充明
	近藤和夫

■佐野支部

支部長	石田　稔
副支部長	長竹基行
	山本　護
理事	江藤正巳
	白澤　茂
	川田有美
	尾花　直
監事	松本郁男
	遠藤一則
相談役	須永　威

■栃木支部

支部長	松本　明
副支部長	風間　洋
	唐木田有作
理事	青木勇夫
	毛塚勝行
	石塚悦夫
	金子幸夫
	根岸慎治
	永島正志
	白石博章
	田邉勇輝
	福島健寿
会計	野原　純
監事	松浦良雄
	大貫　昇
相談役	野田尚吾
	須藤昌芳

■小山支部

支部長	松本伸一
副支部長	関　比佐江
	青木裕一
会計	細野大樹
理事	野澤　勇
	横須賀　昭
	稲葉昌俊
	畠山正昭
	土方美代
	生田目安夫
	作道みゆき
	髙山　久
	谷田部智子
	山根輝雄
監事	岩田伸夫
	池間　良
相談役	松井勤一郎
	市村忠男

■芳賀支部

支部長	長岡辰夫
副支部長	秋葉憲司
	高山俊子
理事	押野　佑
	福田俊夫
	池葉　洋
	五味渕節夫
	平井弘子
	柳　知明
	大瀧清一
	永山松生
	綱川敏文
監事	横山孝一
	木村祥子
顧問	秋田　豊
会計	平井弘子

■塩那支部

支部長	佐藤栄一
副支部長	長谷川久夫
	和知英夫
理事	矢口正則
	青木絹子
	宮澤昭夫
	鈴木一雄
	高野芳夫
	福田浩之
	小泉　賢
	北原八重子
	植木智美
監事	古口譲一
	宮嶋幸雄
事務局	和知英夫
会計	長谷川久夫

■那須支部

支部長	田渕　徹
副支部長	大槻武徳
	田沼芳友
理事	佐藤勝好
	栗林康二
	厚木壽夫
	冨田倫子
	一戸養子
	原　幹雄
	内田之万
監事	栗原哲夫
	須藤定之助
顧問	小沼忠男
事務局	内田之万

■日光支部

支部長	福田　豊
副支部長	神﨑律夫
理事	福田勝守
	阿原富美恵
	小柳　洋
	永岡守男
	手塚志郎
監事	吉原勝彦
	福田滋一
会計	杉山　茂

■鹿沼支部

支部長	神山忠雄
副支部長	紺野圭也
理事	浅野吉知
	城守澄子
	江連寿子
	青柳緑郎
	鈴木東四郎
	山ノ井一男
監事	石嶋利彦
	野沢佐江子
会計	青柳緑郎
顧問	小林健一

総会議案第４号　栃木県行政書士会会則一部改正について（栃木県認可）

①第３条（事業）の一部改正

【改正の目的】業務委託の事案が出た際に遅滞なく進められるよう会則に追加したい。

現　　行	改　　正
（事　業） 第3条　本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。 （中略） （14）裁判外の紛争解決制度に関する調査・研究及び機関の設置・運営に関すること。 （15）前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要なこと。	（事　業） 第3条　本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。 （中略） （14）裁判外の紛争解決制度に関する調査・研究及び機関の設置・運営に関すること。 （15）会員の業務の改善進歩に資するための官公署等からの受託事業に関すること。 （16）前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要なこと。

②第５５条（部及びその他の委員会）の見直し、正副会長会の明文化

【改正の目的】業務の分掌に関しては会則施行規則で詳細を規定する様式にする。

現在実施している正副会長会を規定する。

現　　行	改　　正
（部及びその他の委員会） 第55条　本会の業務を遂行するため、次に掲げる部を置く。 ⑴　総務部 ⑵　財務経理部 ⑶　広報部 ⑷　制度推進部 ⑸　業務研修部 ⑹　業務開発部 ２　前項に掲げた部のほか、理事会で決するところにより、特定の事項を行うため、特別委員会を設けることができる。	（業務の分掌） 第55条　本会の業務を遂行するため、必要な部を置く。 ２　部の業務組織及び運営に関しては、別に規則で定める。 ３　前項に掲げた部のほか、理事会で決するところにより、特定の事項を行うため、特別委員会を設けることができる。 （正副会長会） 第55条の２　正副会長会は、会長、副会長で構成する。 ２　正副会長会は、各担当部の業務の推進と連絡に関する事項を協議する。

③第５６条（支　部）支部長会の明文化

【改正の目的】現在実施している支部長会を規定する。

現　　行	改　　正
（支　部） 第56条　本会は、会員の業務の改善及び本会と会員との連絡調整を図るため支部を設ける。 ２　支部の名称及び区域は、別に規則で定める。 ３　前項の区域内に主たる事務所を有する会員は、当該支部に所属するものとする。	（支　部） 第56条　本会は、会員の業務の改善及び本会と会員との連絡調整を図るため支部を設ける。 ２　支部の名称及び区域は、別に規則で定める。 ３　前項の区域内に主たる事務所を有する会員は、当該支部に所属するものとする。 （支部長会） 第 56 条の２　本会の業務の改善及び支部間の連絡調整を図るため、支部長会を設ける。 ２　支部長会は、支部長をもって構成する。 ３　支部長会の組織及び運営に関する事項は、別に規則で定める。

栃木県行政書士会カレンダー（８月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
4	木	三役会	10:30～	栃木県行政書士会
		総務部会	13:30～	総務部
5	金	届出済証明書交付式	13:30～	総務部
8	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
9	火	登録説明会	10:00～	総務部
		Jw_cad を基礎から学ぼう①	13:30～	ICT 特別委員会
10	水	ＴＩＡ相談会	10:00～	総務部
		編集会議	13:30～	広報部
11	木	行政書士基礎講座「建設業・産廃書類作成のポイント」	13:30～	業務研修部
15	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部
		事務局夏期休暇		
16	火			
17	水	行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
19	金	Jw_cad を基礎から学ぼう②	13:30～	ICT 特別委員会
23	火	げんき塾関連研修会	13:30～	業務研修部
24	水	登録説明会	10:00～	総務部
25	木	制度推進部会	13:30～	制度推進部
28	日	無料相談会（内容：相続・遺言・成年後見　於：西那須野公民館）	10:00～15:00	那須支部
		市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
30	火	宇都宮支部研修会「こんなとき、どうする？相談の受け方・答え方」（於：行政書士会館 2F）	13:30～15:30	宇都宮支部

広報部より

行政とちぎに投稿しませんか？

○業務に関する情報
○書士会に関するご意見
○日常において感じること
○とっておき情報
○写真・作品等

原稿はできるだけメールでお送りください。ＦＡＸの場合はワープロ印刷等鮮明に読み取れる状態でお送りください。

送付先

栃木県行政書士会
メール：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp　　FAX：028-635-1410
郵　送：〒320-0046 栃木県宇都宮市西一の沢町１－２２

※編集の都合により掲載に時間がかかる場合や、内容により掲載できない場合もございます。ご了承下さい。

正副会長の動き

日　時		行　事	出席者	内　容・場　所
6/ 2(木)	10:30～10:40	栃木県知事表敬訪問	全員	新任あいさつ
	11:30～13:00	自動車販売店協会との連絡協議会	会長、手塚、小林	自動車業務に関する協議
	13:30～14:00	日本赤十字社栃木県支部	会長	東日本大震災義援金寄付
	14:00～15:00	友誼団体挨拶	会長	自動車関連団体訪問
6/ 3(金)	11:00～	宇都宮資産税務研究会総会	小林	
6/ 7(火)	13:30～14:00	来館者対応	会長	栃木県労働局
	13:30～16:00	広報部会	会長、押野	行政とちぎ６月号編集
6/ 9(木)	9:00～11:00	委託業務について	会長	栃木県労働局
	11:00～13:00	六団体連絡協議会	会長、青木、押野	栃木県建築士事務所協会
6/10(金)	11:00～	正副会長会	全員	理事会等に関する打合せ
	13:30～	第２回理事会	全員	平成２３年度具体的事業計画等
6/13(月)	9:00～11:30	委託業務について	会長	栃木県労働局
6/22(水)	13:00～17:00	日行連議事運営委員会会議	青木	ザ・キャピトルホテル東急
	10:00～15:00	業務研修部会	会長、手塚	平成２３年度具体的事業計画
6/23(木)	10:00～20:00	総務大臣表彰受賞式 日行連定期総会	全員	ザ・キャピトルホテル東急
6/24(金)	9:00～12:00	日行連定期総会・日政連定期大会		
6/25(土)	17:30～	運営協議会総会	会長	ホテル　ニューイタヤ
	16:00～	やなせ進後援会臨時大会	青木	アピア
6/28(火)	13:30～15:00	制度推進部会	会長、小林	具体的事業計画
	15:00～17:00	正副会長会	全員	関地協運営体制についての協議
	18:00～	軽自動車協会との連絡会	会長、手塚、小林	軽自動車業務に関する協議
6/29(水)	11:00～12:00	栃木県経営管理部情報ｼｽﾃﾑ課訪問	小林	挨拶、近況報告
	13:30～16:00	ICT 特別委員会	小林	具体的事業計画

～総務部からのお願い～

会議や研修会の際は、クールビズでのご来館を

会員の皆様もご存じのことと思いますが、東日本大震災による原子力発電所事故の影響で電力の供給に多大な影響が生じています。

栃木県行政書士会館でも大震災以降、「必要の無い照明を消す」「出来るだけエアコンを使用しない」などの節電を実施しております。

真夏日の続く毎日ですが、エアコンを使用する場合でも**冷房温度は 28 度**で運用していきますので、ご理解とご協力をお願い致します。

事務局より

夏期休暇のお知らせ

下記の期間、事務局は夏季休暇となります。

ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

8/15(月)～8/16(火)

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
233	H23. 6. 3	平成２３年度６月分　会費納入について（お願い）	
247	H23. 6. 3	公益法人制度改革と日本行政書士会連合会及び各都道府県行政書士会の関係について	
251	H23. 6. 3	(財)行政書士試験研究センターの協力事務費について	
事務連絡	H23. 6. 6	【月間日本行政】８月号(№465)原稿予約と提出の締切について(掲載予約 6/13　原稿 6/20)	
258	H23. 6. 8	「月間日本行政」４月号(№461）の返送分宛名調査について	
261	H23. 6. 8	第６１回”社会を明るくする運動”ポスター等の送付について	
269	H23. 6. 10	平成 23 年度日本行政書士会定時総会　議長・副議長候補者の議事運営委員会及び常任理事会・議事運営委員会合同会議への出席要請について	
270	H23. 6. 10	「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に係るパブリックコメントの実施について（ご案内）	
274	H23. 6. 10	平成 23 年度中央研修所が実施を予定する研修について（お知らせ）	
281	H23. 6. 13	平成 22 年度地方協議会助成金・制度 60 周年記念事業助成金による活動報告の結果について（ご報告）	
	H23. 6. 13	日本行政書士会連合会会長選挙に係る選挙広報の発送について	
事務連絡	H23. 6. 16	日行連定時総会に伴う質問書の提出期限について	
282	H23. 6. 16	経営事項審査における経営規模等評価審査の審査業務受託の推進について	
283	H23. 6. 16	著作権法施行例及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について	
286	H23. 6. 16	平成 23 年度総務大臣表彰受賞者の決定について	
302	H23. 6. 17	ＡＤＲ法改正に関するアンケートご協力のお願い	
304	H23. 6. 17	「東日本大震災により被害を受けられたお客様への経営状況分析手数料の無料等のお取扱いについて」の周知について（依頼）	
312	H23. 6. 20	民主党の平成 24 年度概算要求に向けた要望受付について	
313	H23. 6. 20	日行連　自動車登録 OSS システムについて（ご連絡）	
314	H23. 6. 24	自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」・「一括利用」の新規利用・更新希望会員の取りまとめについて(お願い)	
322	H23. 6. 24	「登記されていないことの証明書」の登記手数料引き下げについて	
326	H23. 6. 24	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律について（お知らせ）	
337	H23. 6. 29	新役員の就任について（通知）	

著作権法施行令及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について　～日行連より～

今般、「著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「著作権法施行令及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成２３年５月２７日付けで、「著作権法施行規則の一部を改正する省令」及び「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則」が平成２３年５月３１日付けでそれぞれ公布され、いずれも６月１日より施行されました。

数年来、日行連が要望していたプログラム著作物登録申請の際に添付するプログラム著作物の複製物の提出媒体が、今回の改正によって、マイクロフィッシュに加え、１２センチ光ディスクを利用することが可能となり、登録申請の際の利便性が向上することとなりました。

※詳細につきましては、栃木県行政書士会ホームページ会員専用ページのトピックスに資料を掲載していますので、ご参照下さい。

厚生労働省からの毎月勤労調査特別調査に対する調査協力依頼について　～日行連より～

今般、厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課毎勤第一係より、「平成２３年毎月勤労統計調査特別調査」についての協力依頼がありました。本調査は８月から９月にかけて、日本全国から無作為に選んだ地域に所在する全ての事業所を統計調査員が訪問し、事業所の常用労働者数や事業内容等を確認し、そのうち常用労働者を１～４人雇用する事業所について特別調査を実施するとのことです。

つきましては、貴会や貴会所属会員の事務所に統計調査員が訪問する場合がありますので、調査にご協力いただきますよう、周知方にご協力ください。

※詳細につきましては、栃木県行政書士会ホームページ会員専用ページのトピックスに資料を掲載していますので、ご参照下さい。

東日本大震災による被災者支援のための栃木県開発審査会提案基準の制定について（通知）　～栃木県県土整備部都市計画課より～

今般の東日本大震災の被害が甚大であることに鑑み、別紙のとおり新たな提案基準を制定し、平成２３年７月１日から適用することとしましたので通知いたします。

記

１　制定の趣旨

東日本大震災により従前の住宅及び宅地が被災し、居住することが困難となっている者を支援するため、被災者が市街化調整区域への転居を希望する場合に限定して適用する提案基準を制定したものである。

２　添付資料

①　被災者支援のための栃木県開発審査会提案基準

②　運用上の留意点

③　申請に当たっての添付書類

都市計画課開発指導担当
担当　　山口
NW－TEL　発信特番-500-2467

被災者支援のための栃木県開発審査会提案基準

〔平成２３年６月２４日
栃木県開発審査会決議〕

① 東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、栃木県開発審査会運営規程（以下「運営規程」という。）第４条別表に定めるもののほか、次の提案基準によることができる。
② この提案基準に該当する議案は、運営規程第５条第２項各号に定めるものに該当する議案と同様に包括承認として取扱うものとする。
③ この基準は、平成２３年７月１日から適用する。

1「東日本大震災により被災した者のための住宅」

申請内容が、次のすべての要件に該当するものであること。
(1) 栃木県内において、従前の宅地が東日本大震災により被災し、宅地危険度判定で「危険」もしくは「要注意」の判定がある場合、または、それらと同程度の宅地被災が認められるなど、従前地での建替えが困難であり転居せざるを得ない事由があること。
(2) 原則として、申請者が従前に居住していた住宅について、「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」の罹災証明があること。
(3) おおむね２０以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）の敷地が５０m以内（１か所に限り６０m以内でも可）の間隔で存している地域の土地であること。
(4) 市街化調整区域以外からの転居の場合には、市街化調整区域に住宅を新築することについてやむを得ない事由があること。
(5) 予定建築物の用途は、申請者の居住の用に供する専用住宅であること。
(6) 開発区域の面積は、５００㎡以下であること。
(7) 東日本大震災の発生日からおおむね３年以内に申請がなされたものであること。

2 「東日本大震災により被災した者のための既存住宅の用途変更」

申請内容が、次のすべての要件に該当するものであること。
(1) 申請人の要件
申請人は、次のすべての要件に該当するものであること。
ア 申請人は、東日本大震災において被災した者であり、栃木県内にある従前の宅地が、宅地危険度判定で「危険」もしくは「要注意」の判定がある場合、または、それらと同程度の宅地被災が認められるなど、従前地での建替えが困難であり転居せざるを得ない事由があること。
イ 原則として、申請者が従前に居住していた住宅について、「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」の罹災証明があること。
ウ 住宅を自己用として使用するものであること。
(2) 許可の対象となる住宅等
都市計画法上適法に建築された次のいずれかに該当する住宅等で、既に使用されていないものであること。
ア 法第 34 条第 1 号に該当するものとして許可を受けた店舗併用住宅から専用住宅（自己用住宅）への用途変更
イ 属人性のある住宅の使用者の変更による用途変更
（ア）市街化調整区域内に長期居住する者のための住宅
（イ）自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅
（ウ）線引き前から親族が所有する土地における住宅
（エ）その他平成 17 年 4 月 1 日改正前の基準に基づき許可を受けた分家住宅、既存住宅の敷地内における本家世帯構成員のための住宅、既存集落内の自己用住宅、知事があらかじめ指定した大規模既存集落内における開発行為（自己用住宅、分家住宅等）
ウ 法第 29 条第 1 項第 2 号に該当するものとして建築された農家等住宅から専用住宅（自己用住宅）への用途変更
(3) 東日本大震災の発生日から概ね 3 年以内に申請がなされたものであること。

〔運用上の留意点〕
東日本大震災の被害が甚大であることに鑑み、被災した者が、市街化調整区域への転居を希望する場合に適用するものである。
ただし、現行の提案基準において許可が可能な場合には、現行の提案基準を優先し、それらに適合しないものについて、本提案基準を適用するものとする。

1「東日本大震災により被災した者のための住宅」

東日本大震災により被災した者が、新たに市街化調整区域に土地を取得（借地でも可）し、住宅を新築する場合に適用するものである。
(1) 申請者の要件
① 申請者は、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災により、従前に居住していた栃木県内にある宅地及び住宅が被災した者であること。
② 被災するまで居住していた宅地では、住宅の建替えが困難であり、転居せざるを得ないと認められるものであること。
(2) 従前の宅地の被災状況
宅地危険度判定で「危険」もしくは「要注意」の判定と同程度の宅地被災とは、「被災宅地の所在地を所管する県又は市町村の職員が、従前の宅地（被災地）について実地確認を行い、同地での建替えは危険又は要注意と判断した場合」が該当する。
(3) 従前の住宅の被災状況
市町村が発行する罹災証明は、原本を提出するものとする。（もしくは、担当者が原本を確認後、写しを添付することも可）
(4) 従前の宅地及び住宅の要件
従前の宅地は借地であっても差し支えないが、従前の住宅については自己所有のものである場合に限る。
(5) 開発区域の要件
① おおむね２０以上の建築物には、車庫、物置その他の附属建築物は含まないが、工場、学校等住宅以外の建築物を含めることも認める。（建築物の数はあくまでも「敷地」単位でカウントすることとなる。）
② 開発区域の土地の所有要件は問わないことから、借地であっても差し支えないが、長期にわたって安定的に権利を確保できる土地であること。
③ 農地を転用する場合には、農業振興に支障がない土地を選ぶように努めること。
(6) 敷地の形状・規模
住宅を新築しようとする土地が５００㎡を超える場合で、申請の際に５００㎡以下に分割する場合には、真にやむを得ない合理的な事情がある場合を除き、旗竿状の敷地形状とはしないこと。
(7) 予定建築物の用途
予定建築物は、申請者が居住するため（自己用）の専用住宅とし、併用住宅は認めないものとする。
(8) 資産の要件
① 申請者及びその配偶者が、被災した従前の宅地以外の土地を市街化調整区域以外に保有している場合には、当該土地への建築を優先すべきであること。
②申請者及びその配偶者が、被災した従前の住宅以外に持ち家を保有していないこと。
(9) 使用者の変更等の制限
本基準は、申請者が東日本大震災の被災者であるという事情に着目して許可するものであるので、原則として許可を受けた者以外の者が使用することはできない。

2 「東日本大震災により被災した者のための既存住宅の用途変更」

東日本大震災により被災した者が、市街化調整区域にある既存の住宅を敷地とともに購入し、居住しようとする場合に適用するものである。
(1) 申請者の要件
① 申請者は、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災により、従前に居住していた栃木県内にある宅地及び住宅が被災した者であること。
② 被災するまで居住していた宅地では、住宅の建替えが困難であり、転居せざるを得ないと認められるものであること。
(2) 従前の宅地の被災状況
宅地危険度判定で「危険」もしくは「要注意」の判定と同程度の宅地被災とは、「被災宅地の所在地を所管する県又は市町村の職員が、従前の宅地（被災地）について実地確認を行い、同地での建替えは危険又は要注意と判断した場合」が該当する。
(3) 従前の住宅の被災状況
市町村が発行する罹災証明は、原本を提出するものとする。（もしくは、担当者が原本を確認後、写しを添付することも可）
(4) 既存住宅の要件
① 都市計画法上適法なものであること。
② 既存住宅の適正使用期間は問わないものとする。
(5) 建築物の用途
建築物は、申請者が居住するため（自己用）の専用住宅とし、併用住宅は認めないものとする。
(6) 資産の要件
① 申請者及びその配偶者が、被災した従前の宅地以外の土地を市街化調整区域以外に保有している場合には、当該土地への建築を優先すべきであると考えられること。
② 申請者及びその配偶者が、被災した従前の住宅以外に持ち家を保有していないこと。
(7) 使用者の変更等の制限
本基準は、申請者が東日本大震災の被災者であるという事情に着目して許可するものであるので、原則として許可を受けた者以外の者が使用することはできない。

（別記様式第１号）

宅　地　被　災　状　況　報　告　書

平成　　年　　月　　日

様

申請者住所

氏名　　印

従前居住していた住宅に係る宅地の被災状況は、以下のとおりです。

被災日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分頃
被災宅地の位置	
被災宅地の所有者	
被災宅地の面積	
被災宅地の状況	※写真や概略図にて示すことも可。 ※宅地危険度判定を受けている時にはその旨記載。

申請に当たっての提出書類

提案基準	図書の名称及び説明
「東日本大震災により被災した者のための住宅」	(1) 位置図 ※申請地（連たん状況記入）及び被災地のもの (2) 住民票 (3) 被災地から転居している場合には戸籍附票の写し (4) 資産証明（申請者及び配偶者） ※宅地及び建物について、申請地、現在居住地及び被災地のもの (5) 宅地被災状況報告書（別記様式第１号） (6) 住宅の罹災証明 (7) 申請地及び被災地の宅地及び住宅の登記事項証明書 (8) 住宅を必要とする理由書 (9) 予定建築物の配置図、平面図、立面図 (10) 申請地を借地する場合には、契約書の写し等
「東日本大震災により被災した者のための既存住宅の用途変更」	(1) 位置図 ※申請地及び被災地のもの (2) 住民票 (3) 被災地から転居している場合には戸籍附票の写し (4) 資産証明（申請者及び配偶者） ※宅地及び建物について、申請地、現在居住地及び被災地のもの (5) 宅地被災状況報告書（別記様式第１号） (6) 住宅の罹災証明 (7) 申請地及び被災地の宅地及び住宅の登記事項証明書 (8) 住宅を必要とする理由書 (9) 予定建築物の配置図、平面図、立面図

成年後見賠償責任保障制度　加入希望者の募集について

～全行団より～

全行団より標記の案内がありました。ご希望の方は、栃木会事務局・大塚までご連絡下さい。
なお既にご加入の方には、全行団から更新手続きのメールが配信されますので、ご連絡の必要はありません。

宇都宮支部研修会のお知らせ

①土地関連業務研修
「都市計画法による開発許可制度の概要と申請実務」
「都市計画法第３４条第１１号の改正について」

講　師：宇都宮市都市計画課開発指導グループ
日　時：７月２７日（水）13:30～15:30

②相談の受け方研修
「こんなとき、どうする？　相談の受け方・答え方」

相談事例（相続・離婚など）を元に、問題抽出と回答の方法について考えます。
日　時：８月３０日（火）13:30～15:30

http://www.gt9.or.jp/gyosei/utsunomiya

他支部の方も参加できます！

お申込みは宇都宮支部ホームページ「会員連絡用」にある申込書をご利用になるか、研修名・実施日・支部名・会員名を明記の上、ＦＡＸにて７月２２日までにお申込みください。
ＦＡＸ　０２８－６３５－１４１０

場　所：行政書士会館２階
参加費：各回 500 円

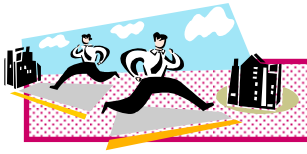

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月は山本昭子会員（宇都宮支部）の事務所におじゃましました。長らく広報部で活躍され、この「おじゃましま～す！」を含め、多くの記事に携わってこられました。

氏　名：山本　昭子（やまもと　あきこ）
事務所：宇都宮市大塚町１３－１０
登録日：平成４年３月４日

これまで他の事務所を取材する側だったわけですが、取材される側の心境はいかがですか？

「なんだかドキドキします」

どう見ても落ち着き払ったご様子です。取材の苦労などはありましたか？

「全然。楽しかったですよ」

さすがです。やはり広報部向きですね。毎回苦労している私とはえらい違いです。

主な業務は何でしょう？

「自動車登録がメイン、他は相続などです」

行政書士をしてこられて感じたことなどは？

「自分でこの仕事に向いていると思います。世話好きなタイプですし」

確かに。個人的にも姉御肌と思っています。頼りになって、でも甘えすぎるとちゃんと叱ってくれる厳しさもあるタイプ。

モットーは？

「正直に仕事する」

ご趣味は？

「今はスクエアダンスが楽しいです。コール（動きの指示役）もやるようになりました。あとは歌うのも好きです。安来節やカンツォーネなど。どじょうすくいは現在二段。絵画は以前は苦手でしたが、その苦手意識は克服しました」

左の写真は事務所の奥の稽古場（どじょうすくい用？）で撮影しています。脇には絵が数点飾られており、多趣味ぶりが窺えます（下の２枚はお孫さんです）。

なお、本年２月号「貢献」のページに掲載されている山本会員の自画像ですが、スクエアダンスの衣装に身を包んでおられます。テンポ良く軽快に動くダンスなので、活動的な山本会員のイメージにぴったりですね。他に紙版画の作品なども置いてあり、隠された趣味はまだまだありそうです。

会報・広報部にコメントお願いします。

「影ながら応援しています。今後も記事は投稿したいです」

広報部魂はいささかも衰えておられないご様子。投稿お待ちしております。

（広報部　田代昌宏）

井頭公園
バラ園

芳賀支部

今年は井頭公園の「一万人プール」が東日本大震災のダメージが大きく、お休みとのこと。

町のあちこちに「今夏は休業」と示す看板が掲げられています。

そうはいっても、井頭公園の全てがお休みというわけではなく、バラ園が見頃を迎えているとのこと。

桜が見頃の時は、花を愛でることを控えなければならないような風潮がありましたが、人間の業と、花が咲き乱れるのは話が別。

今年、この時にしか咲かないバラを、目に胸に焼き付けるべく、家族で井頭公園に行きました。

ご覧のように、バラ園内は、バラが咲き乱れ、それを愛でる人もいっぱいです。

バラには、多くの種類があって、色はもちろん、花びらの形、枚数、つるの生え方などに違いがあって、それぞれが、それぞれの個性を主張し合って、人々の目を楽しませます。

それを、へぇーとか、ほぉーとか、可愛いとか綺麗とか言いながら、家族で園内を巡ります。

せっかくのバラなんだから、それは肉眼に焼き付けようよ、という親の気持ちもむなしく、わが娘は、買い与えたばかりの携帯で写真を撮りまくりです。

そういうパパも、美しく咲き乱れるバラのほか、うら若い女性の美しさに目を奪われたりも。

春の暖かさから露出が高まって、白い肌の引力が、小麦色が、というよりも、ロングスカートの春らしい優しい装いが、ちょうど嫁と一番楽しかった時を思い起こさせるんですよね。

今？　今までで一番冷え切っていますが何か？

春ののどかな日差しが、そんな夫婦関係を少しでも温めてくれればと思いつつ、引き続き園内を散策。

お店も出ていて、娘はチョコバナナと綿菓子をほお張ります。

そういえば、少し前、井頭公園で「いちご味の綿菓子」を売っていて、とても美味しかったので、真岡のイベントに足を運ぶたびにそれを探すのですが、あれって、もう、売られることはないのでしょうか。

今回も、いちご味の綿菓子はありませんでした。もし、どこかで売っているのを見かけましたら、栃木県行政書士会まで連絡を！　とドサクサに紛れてお願いをしてみたり。

バラ園では、バラをはじめ、様々な花の苗の販売もしていました。

雑草だらけの自宅の庭。

少し前、東京に住む母が、草むしりをして、庭に花ときゅうりを植えていってくれました。

それから、嫁は、花を植えたり、庭の手入れをしたりすることに楽しさを覚えたようで、ここでも、真剣に花を選び、購入しました。

バラではなかったですが。

嫁と私と、水やりなど協力するようになったので、娘のほかにも、かすがいを得ることができたようです。

（支局長　柳 知明）

支 局 情 報

【宇都宮】

佐藤栄一宇都宮市長表敬訪問

６月６日（月）佐藤栄一宇都宮市長への表敬訪問を行った。宇都宮市議の郷間康久会員による協力の下、岸支部長、田代副支部長、齋藤順子副支部長の４人にて訪問し、今後の支部と市との関係強化について話し合った。

また、関係各課にも訪問し、今後の支部研修会や無料相談会への協力依頼も行った。７月には都市計画課より講師を招いて土地関連業務研修を開催する予定となっている（他支部会員参加可）。また、東日本大震災への支部独自の対応として、震災特別相談員を募集・育成し、無料相談会の実施等、社会貢献活動を行っていく予定である。

（副支部長　田代昌宏）

第２回宇都宮支部役員会開催

６月２日（木）午後１時３０分より行政書士会館２階にて宇都宮支部理事会が開催された。新理事になり初めての理事会である。本年度の事業計画を具体的に進めるため、各部に分かれて協議が行われた。

◇総務経理部

会員同士の親睦を図るための事業として、毎年恒例の懇親旅行について話し合われた。昨年は本会との共催だったが、本会の協議の結果を踏まえて、宇都宮支部単独での開催にするのか、再度協議するということになった。

◇業務指導広報部

研修会の内容、無料相談会について話し合われた。研修会はすでに決定している資産税税務研究会（８月９日予定）の他、４回から５回程度行いたい方針。

内容としては、土地利用・開発行為、国際業務、契約書・内容証明、法人設立マスター講座として許認可業務等を広く学ぶなど、盛り沢山の研修内容となりそうだ。

無料相談については、通年行われているものに加え、今年４月より市民プラザ（毎月第４日曜日）で行われるようになった。各種イベントにおける相談も随時実施していきたく、今後のイベントについて情報収集も継続的に行っていきたいとのことだ。

◇制度推進部

今年度は当初予定されていた議題の他に、震災時における行政書士としての関わり方（協力）について話し合われた。被災地、被災された人たちが本当に必要としていることは何かを知り、それに添った形で支援していければ。罹災台帳登録、罹災証明書の発行・配布、マンパワーとしての被災地行政機関での協力、助成金等の申請、不足物品の収集・運搬等、数多くの意見が出された。今後、検討しながら支援方法を決めていきたいとのことだ。

続いて日政連栃木会宇都宮支部の幹事会が行われた。今回２期目の当選を果たした郷間市議より「毎年行われている知事を囲む会の他に、宇都宮支部としては宇都宮市長を囲み、何か行えないか」との提案があった。これからも書士議員として支部と市の架け橋となりご尽力していただけるよう支部として支援していくこととなった。

（支局長　竹島尚子）

第 15 回宇都宮資産税税務研究会総会開催

６月３日（金）午前１１時より、栃木県宅地建物取引業協会３階会議室において第１５回宇都宮資産税税務研究会総会が開催された。

代議員数４１名のうち３１名が出席し、昨年度の事業報告と収支報告及び監査報告が行われ、満場一致で可決承認された。続いて今年度の事業計画案と予算案が審議され、満場一致で可決承認された。８月９日には福祉プラザにおいて研修会も予定されており、今回は震災による被害を受けられた方々への税制上の措置が設けられており、一般会員にもわかりやすく税知識を提供してくれる場となる。しっかりと学び今後に活かしていきたいと思う。

議事終了後に来賓の祝辞をいただき、無事に閉会となった。

（支局長　竹島尚子）

【那　須】

那須支部役員会開催

６月９日、那須塩原市「遊山」において、平成２３年度那須支部第２回役員会が開催され、「親睦旅行実施計画」「支部研修計画」「制度推進事業（三士会、無料相談会、ＰＲ事業等）」等について協議されました。

親睦旅行実施計画については、一昨年までは日帰りバス旅行、昨年は県会の旅行に参加する形で実施致しました。しかし、近年の参加人数は多くなく、継続してバス旅行を行う場合、現状では今後の参加人数大幅アップは考えにくいため、本年はバス旅行ではなく、ボウリング大会を実施することになりました。来年度以降についても、「会員の親睦を図る」という本来の目的を達成するため、旅行以外についても検討していくことになりました。

また、今年度の無料相談会については、回数は昨年同様の６回ですが、そのうちの２回（２会場）では、相続・遺言・成年後見等、テーマを具体的に絞った無料相談会を実施することになりました。

その他、現在３種類の業務について、役所等にその業務を取扱う会員の名簿を置いてもらっていますが、業種を増やし、会員から取扱う業務のアンケートも取り直し、名簿を新しくすることになりました。

ＰＲ事業としての巻狩りまつりでのチラシ配布及び支部研修会は、昨年同様実施する予定となっております。

本年度も、今までの支部事業に、改善・試行を加えていくことで、支部の活性化や行政書士の認知度アップ等の効果が期待できるのではないでしょうか。

（支局長　冨田倫子）

那須支部第１回研修会

６月２４日（金）、那須塩原市の西那須野公民館において、平成２３年度第１回研修会が開催されました。

今年度第１回目の研修会のテーマは、「初めて行う産業廃棄物収集運搬業許可申請」で、講師は当支部理事の冨田倫子先生にお願いし、１４名の会員の参加がありました。

当日は気温が３０度近くにもなる暑い日となり、節電でエアコンも運転されないなか、講師も受講者も汗をぬぐいながらの研修会でした。

また、会員に交じって、'マイチャレンジ'の一環として黒磯北中学校の男子生徒も１名参加し、将来の行政書士としての期待を集めていました。

内容は、１．産業廃棄物について　２．依頼時の確認　３．申請先自治体の様式、手引き等の入

手　４．情報確認・提出書類の収集及び書類の作成　の４項目に分けて説明がありました。廃タイヤがゴムくずではなく廃プラスチックに分類されることや、駐車場として使用する場所が農地でないかどうかの確認を要すること、申請に必要な書類や様式が自治体によって異なること等、初心者にも分かりやすく、また実務に基づいた具体例を挙げながらの説明は、経験豊かな会員にとっても更に業務に役に立つものでした。

終了後の質疑応答では今回の地震により出た廃棄物の処理に関する質問等、タイムリーな話題にも及ぶなど、得るものが多かった研修会となりました。冨田先生、参加者のみなさん、暑い中本当にお疲れ様でした。

（那須支部事務局　内田之万）

KOMOREBI

木もれび

今年の夏は、電力の使用制限が始まったことにより、節電について毎日のようにテレビや新聞で報じられている。今までは、さほど気にせずに使っていた電化製品だが、ちょっとした工夫で消費電力に大きな違いがあることに驚かされる。

一般家庭で、夏場もっとも電力を消費しているのはエアコンであり、その消費電力をいかに抑えるかが、１５％削減につながる近道である。そこでエアコンの節電について、特に参考になると思われる情報を拾い集めてみた。

・設定温度を１度上げるだけで消費電力は約１０％抑えられ、２度上げれば約２０％節電できる。

・「設定温度２８度」が推奨されているが、それでも暑いと感じる場合は、風量を強くして室内に気流を発生させる。強風にすると体感温度は２度下がる。設定温度を１度下げるよりも、強風にした方がはるかに消費電力が少ない。

・フラップは下向きではなく、水平にするだけで、約２５％の削減になる。ほとんどのエアコンはセンサーが本体に取り付けてある。フラップが下向きだと冷気は室内の下部に溜まり、センサーのある上部付近には暖かい空気が残っている。そこでセンサーはもっと冷やさなければと判断し、より多くの電力を消費してしまう。

・暑いときは、微風より強風の方が消費電力は少ない。室内に気流を発生させ、より早く室温のムラをなくす効果があるためである。微風だと室内の下部に冷気が溜まりやすく、前述の「フラップの下向き」のときと同じ理由で消費電力が多くなる。

・気流を発生させるには、扇風機との併用も効果がある。その際、扇風機は直接人体に向けるのではなく、室内の空気が循環するような方向に向ける。

・エアコンは室内の温度を下げるときに消費電力のほとんどを費やす。そのため、スイッチをこまめに入れたり消したりする使い方は効率が悪く、一定の温度で運転していた方が節電になる。

・フィルターの掃除を１年間しないと、埃によって目詰まりを起こし、消費電力は約２５％も上がってしまう。２週間ごとにフィルター掃除をすると効率が良い。

以上がエアコンの主な節電対策である。いずれも簡単なことなので、早速我が家でも実行に移している。ところで、今年は震災の影響により、節電意識が予想以上に高まり、暑くてもエアコンの使用を我慢し、「節電熱中症」になる方が多いらしい。節電意識を持つことは大事だが、節電したおかげで病気になってしまっては元も子もない。何事もほどほどが大切である。１日を通して１５％の節電を求められているわけではない。特に夜間は電力に余裕があるので、寝苦しい夜は、エアコンを上手に使いながら、この夏を乗り切りたいものである。　（栃木支部支局長　白石博章）

交差点　自動車車庫証明申請センター運営協議会 定期総会開催

６月２５日、ホテルニューイタヤにおいて、自動車車庫証明申請センター運営協議会の定期総会が開催されました。小林幸雄副会長の司会のもと、下田康夫小山センター長の開会の言葉で始まり、宮嶋幸雄会長の挨拶の後、行政書士佐野自動車登録代行センター鈴木康夫センター長からご祝辞をいただきました。

議事は前年度事業報告・決算、今年度事業計画・予算、役員選任等が滞りなく承認可決され、野澤勇下野センター長が閉会を宣し総会は終了しました。

新役員は次のとおりです。

会　長　宮嶋幸雄
副会長　松本　明　小林幸雄
監　事　久保宗則　伊藤榮吉

この後、懇親会が開催され栃木県行政書士会須永威会長からご祝辞をいただき、和やかな時間を過ごしました。

（運協副会長　小林幸雄）

全国女性行政書士交流会ＩＮあきた

一年でいちばん緑濃く活気あふれる初夏、７月２日、全国女性行政書士交流会が秋田さとみ温泉を会場に開催され、栃木会からは手塚理恵会員、齋藤順子会員、高橋江美会員、そして私と４名で参加させて頂きました。

発足から２２回目となる今年は「心豊かに生きる」と題した男鹿の宗泉寺住職・長谷川恵光氏の講演のほか、パネルデスカッション「電子化の波に向かって」をメインに、翌日は角館武家屋敷散策・田沢湖の旅と、随所に行き届いた心配りを感じる交流会となりました。

あの未曾有の東日本大震災から３カ月余り、佐竹敬久秋田県知事ほか御来賓の方々のご祝辞から、東北全体がいまだ厳しい状況下であり、交流会開催により元気を取り戻したい旨が述べられ、金子アイ子代表からも開催を決断するまでの経過や、被災県である岩手会からも参加してくれたことの感謝等が率直に語られました。

講演では「秋田の瀬戸内寂聴さん」とも言われている長谷川住職の心洗われる数々のお話、献身の欲求や悔恨の情などに思わず目頭を押さえながら聞き入ってしまいました。

一方、パネルデスカッションでは、新潟会の相羽利子会長、静岡会の鈴木市代様、岐阜会の大山照子様、栃木会手塚理恵副会長がパネラーとなって、それぞれの立場から、「電子化の波に向かって」率直な意見が述べられ、第一線での生の声が聞けるとあって、参加者からも次々に質問が出されるなど皆真剣そのもの。各会の業務受注の方法や取り組み方など参考になり、諸先輩方の積み上げてきた交流会への思いを感じました。

さて、夕方からの懇親会でひときわ女性達の心をつかんだのが、なまはげ太鼓。赤鬼、青鬼、白鬼が、本物の鬼のように迫真の形相でのし歩き、太鼓を叩くさまは迫力があり、金子代表のあでやかな日舞や、秋田小町の衣装で登場した美女（？）のギャップある訛りの挨拶などと趣向を凝らし、秋田の人の優しさや心意気が存分に伝わりました。

わがことのように、翌日の旅行でも支援を惜しまなかった千葉一明秋田会会長はじめ秋田会の皆さま、震災という特別な年にもかかわらず、たくさんの感動をありがとうございました。

（宇都宮支部　遠藤美代子）

政連だより

「やなせ進後援会臨時大会」に参加して

平成２３年６月２５日（土）午後４時から宇都宮市内で、栃木県行政書士会会員でもあります簗瀬進氏の後援会臨時大会がされ、２００人を超える支援者が集まりました。

簗瀬氏は昨年の参院選挙で惜敗し、一時は政界引退も考えたようですが、「国政を全うしたい」という自らの信念で、２０１３年夏の参院選に民主党から比例区で立候補することを表明されました。「この私の考え方に後援会として賛同していただけるでしょうか？」との問い掛けに満場の拍手で承認されると簗瀬氏は、「栃木を大きな基盤とさせて頂きたい。簗瀬進の新しい出発だと思っている」と、決意を新たにされました。

続いて来賓である輿石東民主党参議院議員会長の基調講演があり、その中にも「是非とも皆様の御力で国会に戻してもらいたい」と懇願するお言葉がありました。

会員の皆様、参院選の際にはご支援をよろしくお願い致します。

（幹事長　青木勇夫）

平成２３年度第２回幹事会開催

６月１０日（金）行政書士会館にて第２回幹事会が開催された。来賓の野田尚吾議連会長、石渡丈夫議連副会長、山ノ井一男西方町議会議員のご挨拶の後、青木幹事長より日政連の近況が報告された。

○議案第１号　平成２３年度運動計画について
○議案第２号　栃木県行政書士議員連盟規則（案）について（議員連盟への提案）

拍手多数で承認された。

（広報部　田代昌宏）

「猫奴隷」という不治の病について

猫が嫌いな私の観察によりますと、生まれながらの野良猫はプロ野良猫となり、エサを食べに来ることはあっても人間になつくことはありません。プロ野良猫はエサを食べている間だけは人間が人差し指（猫指し指）で薄汚れた横っ腹のあたりをこわごわツンツンしても我慢します。食欲を満たすことが人間への不信感を上回るのです。でも、プロ野良猫ではないアマ野良猫（人間に対する恐怖心がうすい猫）は、猫に弱い愚かな人間を見極める能力があります。見極められてしまうと、「ニャ～ン（エサをくださ～い）」「ニャ～ン（お腹空いてま～す）」と猫撫で声で、足にまとわりつかれることになります。猫に弱い愚かな人間はついついエサをあげてしまいます。１度味をしめたアマ野良猫は、毎度毎度猫撫で声をあげながら猫に弱い人間の心と住まいのすき間に着々と侵略を開始します。玄関前から玄関の中へ、そして玄関の中からその奥へ……。猫に弱い愚かな人間は、「弱ったな～」「まいったな～」などと困った顔を装っていても、心の中では笑みがこぼれています。アマ野良猫はそれを見逃すほど甘くはありません。

少し遠慮がちだったアマ野良猫の猫撫で声も「ニャ～ン（はよ、エサよこさんかい！）」「ニャ～ン（こちとら、腹減っとんねん！）」と図々しく変貌し、足に強烈なタックルを仕掛けてくるようになります。猫に弱い愚かな人間は、困惑顔をするばかりで、アマ野良猫の〝電撃〟作戦を防ぐすべなどなく、あっという間に陥落されてしまいます。アマ野良猫は目出度く、飼い猫の座に就くわけです（プライド高いプロ野良猫からすると、これは堕落なのかもしれません）。

ＳＦ作家の星新一さんに『ネコ』（角川文庫版『きまぐれロボット』収録）というショートショートがあります。「郊外の林の奥の家」で１人暮らしをしているエヌ氏の元を、ある夜宇宙人が訪問します。気を失ってしまったエヌ氏の代わりに飼い猫が、自分たちがこの星の「支配者」であること、人間は「ドレイの役をする生物」であり、ドレイの地位に不満を感じて、猫に反逆することまでの「知恵はない生物」であることを落着いた態度で伝えます。「平和的な星と、そうでない星との区別」を調査していた宇宙人は、地球を猫のような「平和的な種族が支配する星」と認識して去っていきます。人間という必ずしも平和的ではない種族が支配していることが露呈した場合、その宇宙人に滅ぼされてしまったかもしれません。地球は猫に救われたのです。

もっとも、猫の考えも間違ってはいないのかもしれません。猫のエサをいそいそと準備し、「猫背」の背中の「猫毛」を甲斐甲斐しくブラッシングしている人間は、まさしく「ドレイ」かもしれません。深刻な考えごとをしていても、「ニャ～ン」と言われる刹那に思考を停止し、馬鹿猫の相手をする猫馬鹿な人間は、まさしく「ドレイ」かもしれません。猫を「猫の額」の庭で「猫撫で声」で「猫可愛がり」しても、猫のエサを「猫またぎ」されたり「猫ババ」されてもエヘラエヘラしている「猫奴隷」という不治の病。お気の毒様、お気の毒様。

あっ、うちの「ミャ～オ」ちゃんが目を覚ましました。エサの時間です。では、ご機嫌よう。

（足利支部　杵渕　徹）

業務特集

はじめての建設業

専門業務指導員
岸　清美

■　建設業許可の概要　■

【　建設業の許可　】　建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という）

（1）建設業とは　－法第2条－

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請負うことをいいます。28業種に分かれています。

なお、ここでいう請負とは、雇用、委任、建売住宅の売買などと基本的に異なる考え方をとっていますからご注意ください。

（2）許可を必要とする者　－法第3条－

建設業を営もうとする者は、下記に掲げる工事を除いてすべて許可の対象となり、28種の建設業の種類（業種）ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する場合には、必ずしも建設業の許可を受けなくてもよいこととされています。

●許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

建築一式工事以外の建設工事	1件の請負代金（注）が500万円未満の工事（消費税を含んだ金額）
建築一式工事で右のいずれかに該当するもの	（1）1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事（消費税を含んだ金額） （2）請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が150㎡未満の工事 （主要構造部が木造で、延面積の1/2以上を居住の用に供するもの。）

（注）請負代金とは工事の請負契約代金＋発注者から支給された材料費。　1つの工事を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となります。

（3）許可の種類　－法第3条－

ア　国土交通大臣許可・・・・・二つ以上の都道府県に営業所がある場合

イ　知　事　許　可・・・・・一つの都道府県に営業所がある場合

建設工事自体は営業所の所在地に関わりなく、他府県でもおこなうことができます。例えば栃木県知事から許可を受けた建設会社は、営業活動は栃木県内の本支店のみとなりますが、その本支店における契約に基づいた工事は営業所のない他都道府県でも可能となります。大臣許可に該当するかどうか不明な場合は担当課にご相談ください。

※「営業所」とは、請負契約の締結に係わる実体的な行為を行う事務所をいい、最低限度の要件としては、契約締結に関する権限を委任された者がおり、かつ、営業を行うべき場所を有し、電話、机等什器備品を備えていることが必要です。

（4）建設工事と建設業の種類

※ 土木一式、建築一式の許可を持っていても、各専門工事の許可を持っていない場合は500万円以上（消費税込）の専門工事を単独で請負うことはできません。

一式工事の「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、制度上、元請業者が行うべきものであるとされています。下請工事を一式工事する場合、ご留意下さい。

建設工事は、土木一式工事と建築一式工事の2つの一式工事のほか、26の専門工事の計28の種類に分類されており、この建設工事の種類ごとに許可を取得することとされています。

実際に許可を取得するにあたっては、営業しようとする業種ごとに取得する必要があります。

【　営業所の要件　】　－法第3条－

営業所とは、本店、支店、若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、次の要件を備えているものをいいます。

（1）請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。

（2）電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分、他法人又は他の個人事業主とは間仕切り等で明確に区分された事務室が設けられていること。

（3）経営業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人（（1）に関する権限を付与された者。）が常勤していること。

（4）専任技術者が常勤していること。

したがって、単なる登記上の本店、事務連絡所、工事事務所、作業所等は、この営業所に該当しません。

【　許可の区分　】

一般建設業と特定建設業　－法第4条－

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています（同一業種について、一般と特定の両方の許可は受けられません。）。

特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、次のように法令上特別の義務が課せられています。

（1）下請金額の制限

発注者（施主）	→	元請 ※工事の全部又は一部を下請に出す場合の契約金額（消費税込み）		→	下請（一次）
		特定建設業	一般建設業		
*工事の全部を下請に出す場合は、契約書等において事前に発注者（施主）の承諾を得た場合。		①3,000万円以上（建築一式は4,500万円以上）複数の下請業者に出す場合はその合計	①3,000万円未満（建築一式は4,500万円未満）②工事のすべてを自分（自社）で施工		*二次以降の下請に対する下請金額の制限はありません。

※　一括下請けの場合、法第22条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により禁止されておりますので、ご注意ください。なお、一括下請の禁止は二次以降の下請にも同様に適用されます。

【　許可の有効期間　】（5年間）（平成6年12月28日から施行）　－法第3条－

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了となります。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。
したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、期間が満了する日の30日前までに、当該許可を受けた時と同様の手続きにより更新の手続をとらなければなりません。ご注意下さい。

■　許可の要件　■

【　建設業許可の基準　】（許可を受けるための要件）　－法第7条・法第8条・法第15条－

許可を受けるためには、次に掲げる資格要件を備えていることが必要です。

- **・経営業務の管理責任者が常勤でいること。**
- **・専任技術者を営業所ごとに常勤で置いていること。**
- **・請負契約に関して誠実性を有していること。**
- **・請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。**
- **・欠格要件等に該当しないこと。**
- **・暴力団の構成員でないこと。**

※紙幅の関係で詳細に述べることはできないが、以上の基本的な事柄を確認し建設業許可申請業務を進めて下さい。なお、添付資料等については各都道府県独自の裁量が下される場合もありますのでご確認下さい。

■　手数料の納入　■

許可を申請する場合には、次の区分により「登録免許税」または「許可手数料」の納入が必要です。

国土交通大臣の新規の許可	登録免許税	15万円
国土交通大臣の許可の更新及び同一区分内における追加の許可	手数料	5万円
都道府県知事の新規の許可	手数料	9万円
都道府県知事の許可の更新及び同一許可区分内の追加の許可	手数料	5万円

■　申請書等の提出先　■

国土交通大臣許可を申請する場合・・・・・・本店の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方整備局長等に提出
都道府県知事許可を申請する場合・・・・・・都道府県知事に提出

■　許可後の手続き　■

【　変更届等の提出　】

許可取得後において許可の申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、変更事由ごとに定められた期間内に、許可を受けた行政庁に変更届を提出しなければなりません。

■　その他　■

行政書士の業務は一回限りのものが多く、得意客をつくるような業務はあまりありません。ところが、建設業許可は5年ごとに更新手続きをしていかなくてはならないために業務に継続性があるのです。さらに、事業年度終了ごとの変更届（決算終了に伴う）とか、指名入札参加手続きなどいろいろな書類作成手続きが定期的に必要になってきます。このように、継続性のある業務は一度お客様になって頂くと安定したものになります。

研修詳細

Jw_cad を基礎から学ぼう　～3回シリーズ～

ICT 特別委員会主催

Jw_cad って何？

パソコンで図面を書くための無料ソフトのことです。
このソフトを使うと申請書類の添付図面などをきれいに作ることができます。

○ 開催日時

第１回　平成 23 年８月　９日（火）13：30～　　申込〆切　8/ 4(金)17:00
第２回　平成 23 年８月 19 日（金）13：30～　　申込〆切　8/16(火)17:00
第３回　平成 23 年９月　６日（火）13：30～　　申込〆切　9/ 1(木)17:00

○ 開催場所

栃木県行政書士会館２階

○ 研修項目および講師

第１回「ＣＡＤソフトの導入と基本操作」（行政書士　山本　護）
第２回「基本設定から平面図作成」　　（行政書士　山本　護）
第３回「スキャナを利用した敷地図作成」（行政書士　山本　護）

○ 受講料

１回につき 500 円

○ 特記事項

・各回とも先着 20 名といたします。
　受講可否については、事務局に申込書が到着後２～３日以内にＦＡＸでお知らせしますので、申込書には必ずＦＡＸ番号をご記入下さい。
・１回のみの受講も可能です。

研修詳細

行政書士基礎講座　第５回

業務研修部主催

○ 開催日時

平成 23 年８月 11 日（木）13：30～15：00（講義終了後、質疑応答あり）

○ 開催場所

栃木県行政書士会館２階

○ 研修項目

［第１講義］　建設業の財務諸表作成ポイント　　13：30～14：15（約４５分）
［第２講義］　産廃の経営診断書作成ポイント　　14：15～15：00（約４５分）

○ 講　　師

行政書士　金敷　裕

研修詳細

＜とちぎ行政書士元気プラン＞
行政書士 げんき塾 開校のお知らせ

業務研修部主催

○ 開催日時
　平成 23 年 8 月 23 日（火）13：30～16：30
○ 開催日時
　栃木県行政書士会館 2 階
○ 研修項目と講師
［第１講義］　“行政書士制度 60 周年記念”懸賞論文受賞作品
　行政書士の未来「国民が期待する行政書士像」
　講　師　中島一則 様
　時　間　13：30～15：30（講義 60 分、質疑応答 30 分）
［第２講義］　中小企業相談内容に関する研修会
　＜金融、労務、経営、法律の全般＞
　講　師　行政書士　堀越　功
　時　間　15：30～16：30（講義 60 分）

○ 対　　象　行政書士会員
○ 受 講 料　５００円

募　集　研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食 ¥500 程度
8／9	Jw_cad を基礎から学ぼう　第1回	500 円	8/4		—	—
8／11	行政書士基礎講座　第５回 建設業の財務諸表作成ポイント 産廃の経営診断書作成ポイント	無料	8/4		—	—
8／19	Jw_cad を基礎から学ぼう　第2回	500 円	8/16		—	—
8／23	行政書士げんき塾	500 円	8/16		—	—
9／6	Jw_cad を基礎から学ぼう　第3回	500 円	9/1		—	—

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

～総務部からのお知らせ～

会員有志の「**勉強会**」や「**同好会**」活動を応援します。

総務部では福利厚生事業のひとつとして会員有志の活動を支援するため、

①会報の誌面提供

（告知や連絡、活動報告などを掲載します）

②行政書士会館の使用提供

（相談室や会議室を打ち合わせや勉強会に開放します）

を致します。

他会の会報には、勉強会・研修会という実務的なもの、囲碁や将棋、カラオケの同好会といった文化的なもの、テニス・ゴルフ・ボウリング・ハイキングの同好会といった活動的なものなど、多岐に亘る報告が掲載されており、業務歴・年齢・支部の枠を越えた活動が盛んです。

栃木会でも、和やかな交流が増えることを願っておりますので、会報や会館を利用して会員間の輪を広げて頂けると幸いです。

（お問い合わせは事務局・大塚まで）

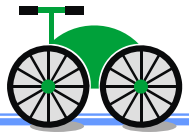

栃木県行政書士ゴルフコンペ開催のご案内

発起人　青木勇夫

今年３月に計画しましたゴルフコンペには多くの会員の皆様にお申し込みを頂き、ありがとうございました。大震災直後でもあり、やむなく中止とさせて頂きましたが、社会も落ち着きを取り戻しつつありますので、再度計画しご案内させて頂きます。

会員の皆様におかれましては業務にお忙しいことと思いますが、時には仕事以外の交流も必要かと思いますので、腕自慢の方も、運動不足解消目的の方も、お誘い合わせの上お申し込み下さいますようご案内致します(3 月に申し込まれた方も、そうでない方も気軽にお申し込み下さい)。

１．開催日時　平成 23 年　9 月 15 日（木）8 時 10 分（現地集合）
２．開催場所　宇都宮ロイヤルゴルフ倶楽部（栃木県宇都宮市横山町 1304）
３．参加費用　9,000 円（プレー代、昼食代、パーティー代、賞品代込み）
４．競技方法　1 ラウンド・新ペリア方式（トリプルボギーカット、上限ハンデ 36）
５．申込方法　事務局・大塚宛に電話でお申し込み下さい（8 月 29 日締め切り）。
（事務局電話番号：028－635－1411）（組合せ等は参加者に後日連絡致します）

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 23 年 6 月 30 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	栃　木 新里　史郎	H23.6.1	327-0842	佐野市奈良渕町 323-32	0283-24-4355	
	小　山 本橋　英一	H23.6.1	323-0801	小山市大字鉢形 378-4	0285-49-0205	
	栃　木 髙際　一夫	H23.6.1	323-1102	栃木市藤岡町赤麻 718	0282-62-0438	
	塩　那 板橋　秀男	H23.6.1	329-1226	塩谷郡高根沢町 大字大谷 1057	028-675-3940	
	宇都宮 檜山　仁	H23.6.1	321-3232	宇都宮市氷室町 1627-28	028-601-7083	
	那　須 前野　良三	H23.6.1	324-0025	大田原市大神 818-1	0287-28-0329	
	宇都宮 菊池　芳夫	H23.6.1	321-0912	宇都宮市石井町 2287	028-661-8303	
	宇都宮 栗田　伸二	H23.6.15	320-0041	宇都宮市松原 1-5-3	028-625-3919	
	那　須 福嶋　敏雄	H23.6.15	329-2713	那須塩原市緑一丁目 8-304	0287-37-0227	

【退　会】大貫茂会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
小　山	倉本政壽	H23.6.2	廃　業	鹿　沼	大貫　茂	H23.5.21	死　亡

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇都宮	久我臣仁	事務所／ＴＥＬ	宇都宮市鶴田町 507-10 マコトビル 1F ／ TEL 028-678-9241
宇都宮	伊澤浩一	事務所／ＴＥＬ	宇都宮市若松原 1-23-11 ／ TEL 028-655-6082
宇都宮	金敷　裕	事務所	宇都宮市大曽 2-2-12

編集後記

この７月号より、新しい広報部員が担当しますので、よろしくお願いします。

大震災から４ヶ月を経過し、被災地地域住民の皆様には、沢山な問題に突き当たり、ご苦労されている事と思います。私達行政書士は、一つの小さな問題でも聞き取り、困っている事を解決してあげ、明日への前進に向けてあげることが大切ではないかと思います。身近な所からの解決に喜びを感じ社会貢献に尽くしたいです。

広報活動に会員皆様のご協力よろしくお願い申し上げます。　　（広報部担当副会長　押野佑）

行政とちぎ７月号 No.415

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ 2011.7
平成23年7月15日発行　第415号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター 028-638-0919（丸くいく）
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん